

1) 平成 28 年度 教育学部 FD 委員会 開催報告

回数	日程（曜日）	参加者数	議 題
第 1 回	平成 28 年 4 月 14 日 （木）	7 人	1) 平成 27 年度教育学部 FD 報告書について 2) ベストティーチャー賞の選考について 3) 平成 28 年度教育学部 FD 活動方針・計画について ・FD 委員会の開催及びその他の FD 活動（新任教員研修、授業評価、授業点検、授業参観、ベストティーチャー賞、学生へのフィードバック、非常勤講師の授業評価・授業点検、学生の成績優秀者表彰など）
第 2 回	平成 28 年 6 月 23 日 （木）	7 人	1) 平成 28 年度前期授業参観について 2) 宮崎国際大学教職課程委員会規程（案）について
第 3 回	平成 28 年 9 月 30 日 （金）	7 人	1) 外部試験の導入（文科省資料） 2) 学長賞の推薦 3) ベストティーチャー賞の選考方法 4) ディプロマポリシーに対応させたカリキュラムマップの作成 5) 各授業科目とディプロマポリシーとの関係の作成（シラバスへの加筆） 6) 小幼・幼保コースの履修モデルと大学 HP への公表 7) 学修ポートフォリオによる学生の学修指導について 8) 単位の実質化（大学設置基準で求められている授業外学習時間） （1）学生実態調査による授業外学習時間 （2）学生への授業外学習に関する具体的指示（シラバスの明記、授業開始時に説明、授業前における小テスト・レポートなど）
第 4 回	平成 28 年 11 月 14 日 （月）	7 人	1) 3 つのポリシーの策定について

第5回	平成28年12月16日 (金)	メール 会議 (7人)	1) 教員相互の授業参観について
第6回	平成29年1月12日 (木)	7人	1) 卒業論文の申し合わせ(案)について 2) 3つのポリシーの制定について
第7回	平成29年1月25日 (水)	7人	1) 教育学部のFDの組織的活動の学生への フィードバック及び懇談について
第8回	平成29年2月14日 (火)	7人	平成28年度後期の学生による授業評価・ 授業点検シートの提出及び教員による授 業参観報告書の提出について

宮崎国際大学教育学部 FD 委員会規程

(趣旨)

第1条 教育学部のファカルティ・デベロップメント（以下「FD」という。）並びにカリキュラムについて審議するため、FD委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(審議事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) FD関連の活動の企画、支援、推進に関すること
- (2) 授業評価・授業点検シートに関すること
- (3) 卒業生及び就職先による教育評価に基づく改善に関すること
- (4) カリキュラムの企画・運営・評価に関すること
- (5) 各授業科目の内容・方法の充実及び改善に関すること
- (6) 各授業科目間の調整に関すること
- (7) その他教員としての資質能力の育成に必要な教育に関すること

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員（教育学部教員7名）をもって組織する。

2 委員長及び副委員長は、教育学部教授会において教授の中から選出する。

3 委員は、学長が委嘱する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 委員に欠員を生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第5条 委員会は、委員の過半数の出席をもって成立する。

(議長)

第6条 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

2 副委員長は、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

(意見の聴取)

第7条 委員会が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(事務)

第8条 委員会の事務は、学務部において処理する。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、委員会の答申に基づき教育学部教授会が別に定める。

(規程の改廃)

第10条 この規程の改廃は、教育学部教授会の議を経て学長が行うものとする。

附 則

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規定は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規定は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。